

(E3)短期滞在査証 – ポルトガルに設立されている会社に雇われるか又は独立した形で、原則 6 ヶ月を超えない期間にわたって業務にあたる場合 (法令 23/2007 の第 5 4 条第 c 項第 5 6 条)

- 申請者は、居住国である日本にて査証申請をおこなう必要があり、申請の際には、下記記載の全ての書類を当大使館領事部に提出する必要がある。
  - 査証を申請した者は、当該申請国にて査証の発行を受ける必要がある。
  - 下記に記載された全ての書類を提出申請後、30日間で審査結果が決定されることになる。
  - 以下の a), f), m) 又は i) (“Term of Responsibility” の書類が必要な場合) は前のページからプリントすることができる。
- a) 申請書 (正) ;
- b) 査証申請期間満了日から数えて3ヶ月以上の有効期間を残す旅券 (旅券原本、所持人情報が記載されたページ及び以前取得したポルトガルの入国・日本国の在留査証及び再入許可の記載されたページのコピー1部) ;
- c) 写真1枚 (3 x 4 cm) – カラー無背景、最近撮影したもので画質の良好なもの ;
- d) 往復のチケット予約証明書 (正) ;
- e) ポルトガル滞在中の救急治療を含む、病気や怪我の治療費、さらに場合によっては本国への送還費用を保証する有効保険証明書 (正、コピー1) ;
- f) ポルトガル内務省外国人移民局 (SEF) による査証申請者のポルトガルでの犯罪の有無を確認するための要請書 (正) ;
- g) 国籍を保有する国の当該官庁・関係当局によって発行された三ヶ月以内の無犯罪証明書、または1年以上居住している国によって発行された無犯罪証明書 (必ずその国の外務省の認証済みであることが必要) (正) ; (16歳以下は不要)。(外務本省 Tel: 東京 03-3580-3311、大阪 06-6941-4700、アポステイーユ証明 (注1) が必要)。
- h) ポルトガル国内における滞在状況を証明する書類 (正) ;
- i) ポルトガル滞在を可能とする経済状況を証明する書類あるいは、滞在状況を保障する場合、雇用契約書を代用することができる (正) ;
- j) 雇用関係を結ぶ場合
- j.1) ポルトガルに設立されている会社によって作成された仕事内容、滞在期間、報酬月額が記載された雇用契約書または雇用見込み契約書 (正) ;
  - j.2) 雇用契約書がEU以外の国の者を対象とした募集であることを証明したポルトガル労働省雇用職業訓練局 (IEFP) によって発行された証明書 (正) ;
- k) 個人事業主または事業者 (企業家・実業家の場合)
- k.1) 登記簿またはポルトガルの企業で独立したかたちで専門的な技能に関わる業務証明書 (正) ;
  - k.2) 必要な場合には、「資格・証明書・許可証」の所有が義務付けられている職業に従事する場合には、ポルトガルの法律に従事が確認されている当該事業主が発行した証明書 (正) ;
- l) 日本国籍以外の方 :
- ◎ 外国人登録証 (正、コピー1) ;
  - ◎ 在留申請期間終了時点より60日間以上有効な日本在留資格及び再入国許可証 (コピー1) .
  - ◎ 査証申請手続き料金 10,876 円および Letter Pack 代 500 円。書類の翻訳を当領事部に依頼される場合、原稿1枚当たり 8,701 円となる。料金は現金書留郵便にて送付のこと。
- m) 申請者が適切な査証でポルトガルに入国しなかった場合、如何なる状況であっても、その責任を申請者が負うことを表す宣言書 (正) ;
- \*\*\* 日本国籍の方は査証申請手数料が無料となる。ただし、Letter Pack 代 500 円及び当大使館にて翻訳作業を行った際の料金は同様に原稿1枚当たり 8,701 円となる。

注1) アポステイーユ (Apostille) とは、「外国公文書の認証を不要とする条約」(ハーグ条約) が定めているもので、駐日領事による認証に代わり公文書に外務省、公証人役場等が実施する付箋による証明のことです。詳細は外務省にお問合せ下さい。

注2) 審査の段階で、追加書類が必要になる場合があります。